

## 申請についてのご注意

### 1. 本人に代わって代理の方が申請する場合（代理申請）

申請書のうち3か所（P2～P3記入例「申請者本人が記入してください」の部分）は、必ず申請者ご本人が記入してください。申請者本人と代理人の両方の本人確認書類（原本）が必要です。また、受け取りは必ずご本人がお越しください。居所申請（下記参照。海外からの一時帰国者の申請も含む）、有効期間内の旅券を紛失・焼失した場合、「刑罰等関係」欄に該当項目がある場合は、代理申請はできません。  
→詳しくはリーフレット「代理申請をされる方へ」をご覧ください。

### 2. 香川県以外に住民登録をしている方が申請する場合（居所申請）

学生や単身赴任などの理由により香川県に居住事実がある場合は、香川県内に住民登録をしていなくても、香川県で申請できる場合があります。事前にパスポートセンターまでお問い合わせのうえ、必ずご本人が申請にお越しください。  
→詳しくはリーフレット「香川県以外に住民登録をしている方へ」をご覧ください。  
（香川県に住民登録をしていて他の都道府県に居住している方は、居住地の都道府県の旅券窓口にお問い合わせください。）

### 3. 申請者が未成年の場合又は申請者が成年で成年後見人が選任されている場合

申請書裏面の「法定代理人署名」欄に、申請者が未成年の場合は親権者(父又は母)や未成年後見人等の法定代理人が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人が署名してください。  
親権者又は後見人が遠隔地にいる、申請書に署名ができない場合は、代わりに「旅券申請同意書」（用紙はパスポートセンター窓口及びホームページから入手できます）を併せて提出してください。（同意書が入っていた封筒もお持ちください。）  
なお、申請日現在12歳未満の方は、残存有効期間同一旅券と同じ手数料で新しい5年旅券を申請する方法もあります。（※年齢は「年齢計算に関する法律」により、誕生日前日に1歳加算されます。）

### 4. 有効期間内の旅券を紛失・焼失している場合

有効なパスポートを紛失、焼失、盗難にあった場合は、紛（焼）失の届出が必要です。新たなパスポートが必要な場合は、紛（焼）失の届出とともに、**新規発給申請**をしてください。**残存有効期間同一旅券の申請はできません。**事前にパスポートセンターまでお問い合わせのうえ、必ずご本人がパスポートセンターへお越しください。県民センターでは受付ができませんのでご注意ください。なお、この届出をすることにより、紛失・焼失したパスポートは失効し、後から見つかったとしても使用できません。

### 5. 「刑罰等関係」欄に該当する項目がある場合

申請書表面の「刑罰等関係」欄で、1項目でも「はい」に該当する場合は、事前にパスポートセンターまでお問い合わせのうえ、必ずご本人がパスポートセンターへお越しください。県民センターでは受付ができませんのでご注意ください。  
また、旅券発給可否の審査に2か月程度を要しますので、余裕を持ってご相談ください。

## 旅券の受領のご案内

年齢に関係なく**必ずご本人がお越しください。**申請の際にお渡しした「旅券申請受理票」「返納する旅券」をご持参ください。

**手数料 令和7年3月24日以降に旅券を申請した場合の手数料です。**

種類	収入印紙	香川県証紙	合計
残存有効期間同一旅券	4,000円	2,300円	6,300円

種類	収入印紙	香川県証紙	合計
残存有効期間同一旅券	4,000円	1,900円	5,900円

印紙・証紙はパスポートセンターや各県民センターがある合同庁舎でご購入いただけます。オンライン申請の場合、クレジットカードでの納付を選択することができます。

**注意** 令和5年3月27日以降に旅券を申請し、受取期限までに旅券を受け取らず、その旅券が失効し、失効した日から5年以内に再度旅券の申請をする場合は通常より高い手数料となります。

### 香川県パスポートセンター

高松シンボルタワー（タワー棟2F）

JR高松駅 琴電高松港駅

・申請・受領……月～木曜日 9:00～18:00  
金曜日 9:00～19:00  
日曜日 9:00～17:00  
（ただし第3土曜日の翌日の日曜日を除く）  
※年末年始・第3土曜日の翌日の日曜日を除き、祝日・休日と重なる日曜日は開所しています。

（住所 高松市サンポート2-1）  
（電話 087-825-5111(代)）

### 旅券の申請から受領までの日数

- パスポートセンターでの申請・受領  
申請日含め8日目以降
- 県民センターでの申請・受領  
申請日含め10日目以降  
（土日、祝日、休日及び年末年始12/29～1/3を除く）

## 旅券窓口のご案内

※祝日・休日・年末年始（12/29～1/3）はお休みです。パスポートセンターに駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用いただくか公共交通機関でお越し下さい。申請・受領は余裕を持って手続きしてください。

<h4>東讃県民センター（大川合同庁舎）</h4> <p>津田郵便局 津田診療所 大川合同庁舎</p> <p>JR高徳線 JR津田駅</p> <p>・申請……火曜日 10:00～15:00 ・受領……月～金曜日 8:30～17:00 （住所 さぬき市津田町津田930-2） （電話 0879-42-1370）</p>	<h4>小豆県民センター（小豆合同庁舎北館）</h4> <p>JA香川県土庄支店 土庄町役場 土洲海峡 至土庄港 至小豆島町 国道436号</p> <p>●小豆合同庁舎</p> <p>・申請……火曜日 10:00～15:00 ・受領……月～金曜日 8:30～17:00 （住所 小豆郡土庄町洲崎甲2079-5） （電話 0879-62-2266）</p>
<h4>中讃県民センター（仲多度合同庁舎）</h4> <p>JR普通寺駅 JR土讃線 尽誠学園</p> <p>●仲多度合同庁舎</p> <p>・申請……水曜日 10:00～15:00 ・受領……月～金曜日 8:30～17:00 （住所 普通寺市生野本町1-1-12） （電話 0877-62-9610）</p>	<h4>西讃県民センター（三豊合同庁舎）</h4> <p>郵便局 N.T.T. 観音寺総合高校 観音寺市役所</p> <p>●三豊合同庁舎</p> <p>JR観音寺駅 JR予讃線</p> <p>・申請……木曜日 10:00～15:00 ・受領……月～金曜日 8:30～17:00 （住所 観音寺市坂本町7-3-18） （電話 0875-25-5200）</p>

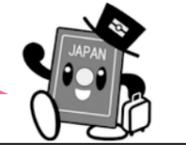
## 残存有効期間同一旅券申請のご案内

- ・持っている有効な旅券の氏名、本籍地の都道府県名等に変更がある方
  - ・持っている有効な旅券の査証欄に余白がなくなった方
- 持っている旅券を返納して、有効期間満了日が同一の旅券を申請する場合**

- 香川県で旅券申請ができる方は、香川県内に住民登録をしている方です。  
なお、学生、単身赴任等で住民登録が他都道府県であっても香川県内に居住事実がある場合は申請できる場合がありますので、パスポートセンターまでお問合せください。（P4 2. 居所申請参照）

## 申請に必要な書類

旅券番号は、旅券発給のたびに変わります。



<p><b>1 一般旅券発給申請書 1通</b> ※折り曲げないでください。</p> <p><b>2 戸籍謄本 1通</b> <b>（全部事項証明書）</b> ※提出日前6か月以内に作成されたもの（戸籍抄本、改製原戸籍は不可）</p> <p><b>3 写真 1枚</b></p> <p>（たて45mm、よこ35mm、ふちなし） （写真サイズを確認しますので、申請書に貼らずにお持ちください）</p>	<p>※P2～P3に記入例があります。</p> <p><b>査証欄の余白がなくなった場合で氏名・本籍地の都道府県名等に変更がない場合は不要</b> ※戸籍謄本が不要な方も、一般旅券発給申請書には本籍を番地まで記入する必要があります。</p> <p>○氏名・本籍地の都道府県名等の変更の経緯がわかる戸籍謄本を提出してください。 ○同一戸籍の家族が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で共用できます。</p> <p>○写真の規格は、渡航先での出入国審査がスムーズに行えるよう、国際基準に従い定められています。提出された写真がそのまま旅券に転写されますので、必ず下記の規格を満たす写真を申請書に貼らずにお持ちください。規格外の写真は受付できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①申請者本人のみを撮影したもの</li> <li>②提出日前の6か月以内に撮影したもの</li> <li>③正面を向いており、無帽、無背景のもの</li> <li>④左図の各寸法を満たすもの</li> <li>⑤カラーでも白黒でも可</li> </ul> <p>&lt;注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮明なもの(焦点が合っていること)</li> <li>・明るさやコントラストが適切なもの</li> <li>・影のないもの</li> <li>・背景と人物の境目がわかりにくいもの</li> <li>・眼鏡のレンズに光が反射していないもの、フレームが目にかかっているもの</li> <li>・平常の顔貌と著しく異ならないもの(例:口を開き歯が必要以上に見えているものは不可)</li> <li>・前髪、イヤリングなどにより、目などの顔の器官や輪郭が隠れていないこと</li> <li>・ヘアバンドなどで頭髪を覆っていないもの</li> <li>・変色していないもの、傷や汚れのないもの</li> <li>・デジタル写真の場合、ジャギー(階段状のギザギザ模様)がないもの、また、写真専用紙等を使用し、画質が適切なもの</li> <li>・カラーコンタクトレンズを装着していないもの</li> <li>・背景色が均一であるもの(グラデーション(濃淡)が入っているものは不可)</li> </ul>											
<p><b>4 現在持っている有効な旅券</b></p>	<p><b>申請時に提示していただきますので必ずお持ちください。</b> （交付時に返納していただく必要があります。）</p>											
<p><b>5 本人確認書類 1点又は2点</b></p> <p>○必ず<b>有効な原本</b>をお持ちください。コピーでは受付できません。</p> <p>○本人確認書類の内容（氏名・読み方・現住所）などは住民票などの記載と一致している必要があります。</p> <p>○代理申請（P4参照）の場合は、申請者と代理人の両方の本人確認書類（原本）が必要です。</p>	<p><b>申請者の本人確認書類 現在持っている有効な旅券</b> 代理申請の場合の、代理人の本人確認書類</p> <p>●次のものは1点</p> <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>日本国旅券（有効期間内又は失効後6か月以内） 運転免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 無線従事者免許証 身体障害者手帳（ラミネート加工等写真貼り替え防止措置のあるもの）</td> <td>個人番号カード（マイナンバーカード） 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの） 海技免状 小型船舶操縦免許証 宅地建物取引士証 電気工事士免状</td> </tr> </table> <p>●次のものは2点（B+B）又は（B+C）</p> <table border="1"> <tr> <td>B</td> <td>健康保険（資格確認書） 共済組合（資格確認書） 年金手帳又は証書 印鑑登録証明書（提出日前6か月以内に作成されたもの）及び実印</td> <td>国民健康保険（資格確認書） 後期高齢者医療（資格確認書） 基礎年金番号通知書</td> <td>船員保険（資格確認書） 介護保険証</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>会社の身分証明書（写真付） 学生証又は生徒手帳（写真付） 身体障害者手帳（写真貼り替え防止措置のないもの）</td> <td>公の機関発行の資格証明書（写真付） 在学証明書 日本国旅券（失効後6か月を経過したもの）</td> <td>母子健康手帳</td> </tr> </table>	A	日本国旅券（有効期間内又は失効後6か月以内） 運転免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 無線従事者免許証 身体障害者手帳（ラミネート加工等写真貼り替え防止措置のあるもの）	個人番号カード（マイナンバーカード） 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの） 海技免状 小型船舶操縦免許証 宅地建物取引士証 電気工事士免状	B	健康保険（資格確認書） 共済組合（資格確認書） 年金手帳又は証書 印鑑登録証明書（提出日前6か月以内に作成されたもの）及び実印	国民健康保険（資格確認書） 後期高齢者医療（資格確認書） 基礎年金番号通知書	船員保険（資格確認書） 介護保険証	C	会社の身分証明書（写真付） 学生証又は生徒手帳（写真付） 身体障害者手帳（写真貼り替え防止措置のないもの）	公の機関発行の資格証明書（写真付） 在学証明書 日本国旅券（失効後6か月を経過したもの）	母子健康手帳
A	日本国旅券（有効期間内又は失効後6か月以内） 運転免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 無線従事者免許証 身体障害者手帳（ラミネート加工等写真貼り替え防止措置のあるもの）	個人番号カード（マイナンバーカード） 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの） 海技免状 小型船舶操縦免許証 宅地建物取引士証 電気工事士免状										
B	健康保険（資格確認書） 共済組合（資格確認書） 年金手帳又は証書 印鑑登録証明書（提出日前6か月以内に作成されたもの）及び実印	国民健康保険（資格確認書） 後期高齢者医療（資格確認書） 基礎年金番号通知書	船員保険（資格確認書） 介護保険証									
C	会社の身分証明書（写真付） 学生証又は生徒手帳（写真付） 身体障害者手帳（写真貼り替え防止措置のないもの）	公の機関発行の資格証明書（写真付） 在学証明書 日本国旅券（失効後6か月を経過したもの）	母子健康手帳									

## 住民票の写しが必要な方

○提出日前6か月以内に作成された個人番号（マイナンバー）の記載のないものをお持ちください。

- ・住民基本台帳ネットワークシステムでの検索を希望しない方（申請窓口でその旨お伝えください）
- ・転入届提出直後に旅券を申請する方
- ・香川県以外に住民登録をしていて一定の条件を満たす方（P4 2. 居所申請参照）

# 記入例とご注意

## 《「所持人自署欄」の記入》

- この署名が、そのまま旅券に転写されます。
- 外国で使用する署名を必ず本人が記入してください。
- 書き直したり、なぞったりしてはいけません。
- 日本語又は外国語（ローマ字）で点線の上の部分に枠からはみ出さないよう記入してください。
- 姓名とも記入してください。
- 漢字が書けない場合はひらがなでもかまいません。
- 乳幼児（小学校就学前の子供）や身体に障害がある方など、本人が署名できない場合は、次の順位で代筆ができます。

- 親権者（父又は母）、後見人
- 配偶者
- 海外渡航の際の同行者

## 《記入例》

### ○日本語署名

讃岐 花子

### ○外国語（ローマ字）署名

Hanako Samuki

### ○漢字が書けない場合はひらがなでもかまいません（例：幼児）

さぬきはなこ

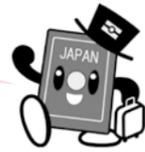
### ○代筆する場合（例：父による代筆）

讃岐 花子  
讃岐次郎(父)代筆

又は

Hanako Samuki  
by J. Samuki (Father)

## 申請書は機械で読み取りますので 折り曲げないでください



- 黒又は青の濃いインクで記入してください。（消えるタイプのものは不可）
- 記入誤りをした場合は、二重線を引いて訂正してください。
  - 「所持人自署」欄は訂正できません。
  - 修正液等は、旅券作成上、障害となりますので、使用しないでください。

変更・査証欄無 一般旅券発給申請書 (返納旅券と残存有効期間が同一の一般旅券を希望する申請者用) 残存期間同一用

受理年月日 受理番号

窓口記入欄 区分 確認

冊子等 発行年月日 交付年月日 旅券番号

写真欄

氏名 (左詰めで記入) 姓 名 姓 S A N U K I 名 H A N A K O

所持人自署 性 別 年 齢 香川県 高松市サンプォート2番

住所 香川県高松市サンプォート2番1号

住所申請をする場合のみ記入

日本国内の住所 香川県高松市番町四丁目1番10号

緊急連絡先 氏名 香川 一子 申請者との関係 母

旅券番号 MS 8765432 発行年月日 20161205

上記旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。 KAGAWA

私は上記番号の旅券と残存有効期間が同一の一般旅券の発給を希望します。(該当する□に✓印を必ず記入してください。)

現在外国の国籍を有していますか。 はい いいえ

外国籍の有無を記入してください。

よくお読みのうえ該当する方に✓をつけてください。「はい」に該当する項目がある方は、別の手続きが必要ですので、事前にお問い合わせください。

## 《氏名のへボン式ローマ字表記》

旅券に記載する氏名のローマ字表記は、原則としてへボン式で行います。

- 特に誤りやすいもの

し SHI	じ・ぢ JI	しゃ SHA	ちゃ CHA	じゃ JA	りゃ RYA
ち CHI	ず・づ ZU	しゅ SHU	ちゅ CHU	じゅ JU	りゅ RYU
つ TSU	ふ FU	しょ SHO	ちょ CHO	じょ JO	りょ RYO

- 長音 : O・U は書かない→(例)大野(おおの)ONO / 佐藤(さとう)SATO
- 撥音「ん」: B・M・Pの前の場合はNのかわりにMを書く→(例)難波(なんば)NAMBA / 本間(ほんま)HOMMA
- 促音「っ」: 子音を重ねて書く→(例)服部(はっとり)HATTORI / 葛西(かっさい) KASSAI
- ※ただし、CHの前の場合はCを重ねるかわりにTを書く→(例)八町(はっちょう)HATCHO / 発地(ほっち)HOTCHI

## <へボン式以外でのローマ字表記を希望する場合>

外国式の表記や長音の表記を希望する場合は、事前にパスポートセンターまでお問い合わせください。

○一度登録した旅券の氏名表記は変更できません。

今回の海外渡航の出発年月日を記入してください。決まっていない場合は「未定」と記入してください。

戸籍のとおり、かい書で正確に記載してください。(ローマ字不可)

必ずへボン式ローマ字で記入してください。

必ず申請者ご本人が記入してください。

戸籍のとおり、記入してください。

今回の申請のために返納する現在有効な旅券について記入してください。

✓をつけ、今回返納する旅券冊子の種類を丸印でかこんでください。

- 県名から記入してください。
- アパート名、部屋番号も記入してください。
- 携帯電話を持っている場合はその番号も記入してください。
- 連絡先は、勤務先等、昼間に連絡のとれる所を記入してください。

外国籍の有無を記入してください。

よくお読みのうえ該当する方に✓をつけてください。「はい」に該当する項目がある方は、別の手続きが必要ですので、事前にお問い合わせください。

出発予定日 令和〇年〇〇月〇〇日 ※主要渡航先での滞在期間  3ヶ月未満  3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

①  表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ②  旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的 (具体的に) ②の場合は、二重発給を希望する理由を記入してください。

この欄も必ず記入してください

この欄も必ず記入してください

法定代理人(親権者、後見人など)署名

申請書類等提出委任申出書 (法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出したたく、申し出ます。

引受人氏名 讃岐 太郎 申請者との関係 夫

引受人住所 香川県高松市サンプォート2番1号

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自署のもの(又は適正な記名)であること及び写真本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係ったことはありません。

連絡先電話番号 087(825)5111

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 60年3月20日

主要渡航先での滞在期間を3ヶ月未満が3ヶ月以上とどちらかに✓をつけてください。(出発予定日が判明している場合には、必ず記入してください。)3ヶ月以上滞りされる方は、管轄の大使館・総領事館等に「在留届」を提出する必要があります。

旅券にへボン式以外でのローマ字表記を希望する場合は、この欄に記入してください。

申請者が未成年者の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。

(申請者(未成年者)と親権者の姓が異なる場合は、親権者の戸籍が必要です。詳しくは事前にお問い合わせください。)

代理申請の場合のみ記入してください。(法定代理人が代理申請する場合は、記入不要です。)

乳幼児等で、本人が記入できない場合は、代筆ができます。

引受人(代理人)ご本人が記入してください。